

第二十六回国会 衆議院 運輸委員會會議錄第二十八号

昭和三十三年五月十三日(月曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 洲上房太郎君

理事木村 俊夫君 理事松山 義雄君

理事山本 友一君 理事井岡 大治君

理事松尾トシ子君

有田 喜一君 伊藤 郷一君

永山 忠則君 佐伯 宗義君

原 健三郎君 堀内 一雄君

小山 亮君 中居英太郎君

山口丈太郎君

出席政府委員

運輸政務次官 福永 一臣君

運輸事務官 粟澤 一男君

(海運局長)

委員外の出席者

議員 木村 俊夫君

運輸事務官 小田部 康君

(海運局内航課長)

運輸事務官(海運 局定期船課長) 中野 大君

運輸事務官(海運 局海運調整部長) 辻 章男君

専門員 志鎌 一之君

五月八日

委員森本靖君辞任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

島山鶴吉君が理事に補欠当選した。

五月十一日

南予線高川、川津間に国鉄バス乗入れ等に関する請願(井谷正吉君紹介)

(第三〇三三号)

国鉄運賃値上げ反対に関する請願

(西村彰一君紹介)(第三〇三五号)

飯田、中津川、下呂間鉄道敷設に関する請願(西村彰一君紹介)(第三〇三六号)

信越線山田、豊野間に自動車運賃に

関する請願(西村彰一君紹介)(第三〇三七号)

道路運送法等の一部改正案反対に

関する請願(池田清志君紹介)(第三〇六三三号)

糸崎駅を直流、交流の分岐点に指定

等に関する請願(永山忠則君紹介)

(第三〇八七号)

寅丸礁に航路標識設置の請願(永山

忠則君紹介)(第三〇八八号)

ハイヤー・タクシー営業復元に関

する請願(飛鳥田一雄君紹介)(第三〇

九八号)

板付飛行場に東南アジア向け等国際

ライン開設に関する請願(田中稔男

君紹介)(第三〇九九号)

水産物の輸送力増強等に関する請願

(鈴木善幸君紹介)(第三二一九号)

三陸沿岸航路標識の整備等に関する

請願(鈴木善幸君紹介)(第三二四〇

号)

波見港修築に関する請願(二階堂進

君紹介)(第三二四一四号)

の審査を本委員会に付託された。

五月十一日

日本水難救済会助成立法促進に

関する陳情書(福岡県議会議長小林喜利

(第九六一号)

直江津、越後湯沢間に鉄道敷設促進

に関する陳情書(東京都千代田区紀

尾井町一石坂豊一外八十四名)(第九

七二号)

飯田、小浜間に鉄道敷設促進に

関する陳情書(京都府議会議長蒲田熊次

(第九七三三号)

直方、博多より山口間の国鉄自動車

運行に関する陳情書(福岡県議会議

長小林喜利)(第九七四号)

汽関車の煤煙による被害者補償等に

関する陳情書(和歌山県西牟婁郡日

置川町長森田清一外二名)(第九七五

号)

第五北川丸遭難者遺族の国家補償に

関する陳情書(堺市西湊町の七三

第五北川丸堺市遭難者対策委員長北

村補之進)(第一〇一〇号)

道路運送法の一部改正に関する陳情

書(熊本市花畑町八八熊本県中小企

業等協同組合中央会長茂見補之)(第

一〇二三号)

山陽本線電化促進に関する陳情書

(神戸市議會議長小西良平外十九名)

(第一〇二六号)

四国循環鉄道早期実現に関する陳情

書(愛媛県議會議長白石春樹)(第一

〇二七号)

牟岐、後免間鉄道敷設促進に関する

陳情書(愛媛県議會議長白石春樹)

(第一〇二八号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

参考人出頭要求に関する件

小委員会設置に関する件

小型船海運組合法案(木村俊夫君外

二名提出、衆法第二九号)

○淵上委員長 ただいまより運輸委員

会を開会いたします。

この際理事の補欠選任についてお諮

りいたします。理事島上鶴吉君が去る

四月二十七日委員を辞任せられまし

て、理事が一名欠員となっております

ので、この際その補欠選任をいたした

いと存じますが、その選任の方法及び

手続を委員長に御一任いただきたいと

存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淵上委員長 御異議ございませんの

で、それでは島山鶴吉君を理事に指名

いたします。

○淵上委員長 なお総いてお諮りいた

します。本委員会に付託されました請

願は、本日まで二百二十二件でありま

す。なお締め切られておりませんので

付託になるかと存じますが、この際請

願審査小委員会を設置いたしたいと存

じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淵上委員長 それではさよう決定い

たします。

なお小委員の数、小委員、小委員長

の選任につきましては委員長に御一任

いただきたく存じますが、御異議ご

さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淵上委員長 それではさよう取り計

らいまして、後刻理事会に諮って決定

いたします。

○淵上委員長 小型船海運組合法案

(木村俊夫君外二名提出、衆法第二九

号)を議題として質疑を許します。質

疑の通告があります。これを許しま

す。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 私はただいま議題と

なりました小型船海運組合法案に關連

をいたしまして、政府に質問をいたし

たいと存じます。

第一に私が聞きたいのは、この組合

法が施行せられまして第一に問題にな

りますのは、この法案の中に含まれて

おります回漕業者、すなわち荷主団

体と実際の運送業者との関係でありま

すが、今の組合におきましては荷主の

権取というか、回漕業者の小型船業者

に与えております影響は非常に強いも

のがあります。そして運賃等におきま

しても常にこの荷主業者の巧妙な圧迫

によりまして非常に低位にあり、実際

に運送に従事している者の運賃のダン

ピングというよりも、むしろ荷主から

しいられて余儀なく低運賃によって荷

物の運送に当らされるというような結

果を招来しておる。そういうような現

状にある場合に、この回漕業者をもし

てこの組合を作るといたしますと、

そこに私は海上の運賃等に対しまして

荷主のさらに大きな圧迫を加える結果

を招来しないかということをお慮え

るにこの陸上交通の料金をめぐりまして、実は運輸省の指導調整は全く行われず、極端に言えば、業者相互間が無政府状態のような状態を現出いたしました。料金のダンピング競争を行なったことも御承知だろうと思つて、今また四月二十八日付の読売新聞を見ますと、ある会社が海上運賃等の認可料金を守らずに、これはダンピングではなくて、逆に倍あるいはそれ以上の不当な料金を取って旅客の運送をいたしておいた。このために業者間で非常な波紋を起しまして、ついに会社相互間で告発するという全くの泥試合の事態を惹起いたしておりますが、運輸省はこういう事実を御存じなのかどうか、一つそういう点を承わりたい。こういうようなことでは、今申されるような調整規程を發動してこの組合の行政指導に当ると言われますけれども、どうも私は今のこのような事実をもってみましても、その措置なるものがどこまで信頼していいものか、全くその信頼性を疑わざるを得ないと思つております。一体陸運に限らず海運に限らず、今日の輸送秩序を守るためにどういふ決心を持って臨まれておるか。私はこの点が不可解でなりませんからお尋ねしておきます。

○中野説明員 それは新聞にも出たようであります。熱海―初島―伊東の航路の問題につきましては、二十九年の十月に申請がございまして、本省といたしましては三十年三月一日に認可いたしました。三月一日以前にそういうふうな高い運賃を取っておったかどうか、目下原局の方で調査をいたしております。私は別に特定会社をさしてどうこうという考えは持ちませんけれども、最近の運輸行政全般を見まして、全くこれらの不正業者は傍若無人なふるまいを行なつていて、とても過言ではありません。はなはだ遺憾に思ひますのは、陸上におきましてもある業者のごときは、基準法あるいは労働法あるいは道路運送法等、諸般の法律のあることはよく承知をしておる、しかしその法律を守つていたので私の事業は成り立ちませんから、違反は承知であります。こういうことを放言いたしております。これは運輸省の一連の運輸行政に対する行政指導において、威嚇と言へば昔に返るような言葉になるかもしませんが、しかしながらこの行政に当られる官庁が、このような監督官庁の存在をも無視するようなことを放言せしめ、しかも自己の意のままに実行せしめて、何らその違法性をも追及し得ないような官庁であれば、私は官庁の存在すら疑わざるを得ない。実に遺憾千万に思つておる。私に遺憾千万に思つておるわけでありませぬ。これらに対して何らの適正な措置も講ぜられていない。伝えられるところによると、伊豆の伊東―初島―熱海間におきます航路に従事している会社は、駿豆鉄道の船舶部だといふことではあります。実はこの問題を一つ取り上げましても、運賃改正以前に二年、三年という長期にわたつて、認可料金の倍の料金を徴収しておるといふ事実があるというところで告発しておるようであります。もしそうだといたしますと、私が今申しますように、輸送の秩序確保のための行政に当られる運輸省は、一体何をしておるかというのを疑わざるを得ないのであります。出先におきましては、これ

らについても報告あるいは警告等の処置をとられたという事は聞いております。しかしそれが官庁の責任を免れるところの形式的のものであつて、その警告もしくは勧告なるものが何らの権威も伴わないものであり、それによつてそのような非が改められないというものでありますならば、これまた官庁の存在なるものも私は無意味であると考えます。そのような形式的なもので監督官庁の責任を免れることはできないと思つておりますが、これらについてどういふ処置をとられておるか、その詳細を一つ御答弁願いたいと思つております。

○栗澤政府委員 ただいまの事案につきましては、私も新聞で承知いたしました。さうそく現地の海運局にたゞいま調査を命じております。運賃料金につきましては、定期船においてはそれぞれの船舶あるいは発着所に公示の義務を課しております。当該会社も当然その公示をいたしておると思つて、ただいまのようなことは普通には考えられないのであります。従いましただだいま調査いたしております。調査の結果、ほんとうに法規違反その他をいたしております場合には、当然相当の処分をいたしたい、こういうふうな考へております。

○山口(文)委員 調査をされておるといふのでありますから、従つてその結果を待ちたいと思つております。この新聞に報道されております告発会社が実際にこの通りであるかどうか、そして告発をいたしましたその報告書の内容がどうであるかについての報告書を資料として御提出願ひたい。さらに資料としてある駿豆鉄道経営の各定期路線航路、これは許可を得たと思つておりますが、その許可をなされた年月日、各航路別に許可をせられた年月日、第二番目には初島―熱海間、伊東―初島間、沼津―三津間、伊東―初島―熱海間、この各間の航路の昭和二十六年以降の運賃移動の状況の報告書を出していただきたい。それから今申されましたように、調査をされておるといふのでありますから、従つて現地の東海海運局が、その後これらの航路に対する運賃の違反行為をしておるために、勧告あるいは警告した事実があると聞いております。その事実があれば、その警告いたしました報告書または勧告書、提出した年月日等を付した勧告書、及びその報告書が出されれば、これを守る等のために勧告書の出しっぱなしではなく、何らかの会社からの回答もしくは始末書等の形における文書の往復があつたと思つております。これらについての詳細なる書類を提出していただきたい。それからまたこれで運賃の秩序が守られたかどうかという事はわかると思つておりますけれども、しかしこれらの会社が交通公社その他各旅客販売業者との間に販売契約をいたしておると思つておりますから、そういう事実がありますならば、その販売をいたしました乗船券類の価額等を各年次に別、月別に分けて報告書を提出願ひたい、こういうふうな考へますから、以上の書類を至急全員に御配付いたしたくように願ひたいと思つております。これは、今この法律案を審議するに当つて指摘いたしますように、こういう事例は実に数えればいとまがないような実情がであります。たとえば定員を無視して事

故を起すもの、あるいは運賃の公示料金があるにもかかわらず、港運送におきましてもダンピングを行なつて業界の秩序を攪乱するもの、あるいは不当に弱小業者を圧迫して、大勢力にわたりまする秩序は、正視し得ざるものがあると言つても過言ではないと思つております。こういう際に、今申しますように回漕業のいわば名目的なトンネル会社がこの組合の中に入り、大きくにらみをきかすというやうなことがあつた場合に、今日の運輸省の行政指導をもつていたしましては、はなはだ憂慮せられる点が多いのであります。よほどの決意をもつてこの法の精神にのつとつて、正当なる運営をせられなければならぬと思つておりますがゆゑに、私はあえてこの質問をいたしておるのであります。

さらに私はもう一点お伺ひをいたしたいのは、この法によりますと、この回漕業者のみをもつて組合を設立いたしまして非合法はございませぬ。そうなりますと、一方においては、名目的にばいりや二はいの船を持ち、主として回漕業を営むものが対抗的に組合を作つて、そうして実業者に対抗するやうな事態が起きた場合、こういうことも私は考へざるを得ないのであります。こういうやうな点につきましても、組合の設立等に当りましても、それを認可するに当りましても、相当その内容を検討し、慎重な配慮がなければならぬと思つております。が、こういうやうな事態をもし招来した場合の指導性というものを考へます

ると、今言ったことと考え合せまして非常に憂慮をせられるのであります。これがこれについての確たる行政指導の方針をこの際明確にさせていただきたいと思ひます。

○木村(俊)委員 ちよつと提案者から今の御質問に対してお答えしておきますが、この法案の十九条に、組合員の資格の制限とありますが、組合員の資格に制限とありますが、この組合は「組合員の資格について、地区、航路、貨物又は運輸省令で定める業種以外の制限をしてはならない。」とあります。この趣旨は、今お話のあったような回漕業者だけが組合を設立するということが、これを排除しようという趣旨なのであります。従ひましてこの運輸省令の内容であります。これは運輸省におまかせするわけでありまして、大体今提案者として運輸省にお願いしたいことは、この運輸省令で定める業種とは、鋼船とか木船とか、あるいは貨物船、油送船あるいは平水船、または沿岸船、こういうような種類別に組合を作るといふことが十九条の趣旨でございます。今御質問のあったような回漕業者だけが集まって組合を作つて、そこで回漕業者の利益だけをはかるといふようなことには本法は考えておりません。従ひまして今御懸念のありましたようなことは、運輸省としても運輸省令の内容でしかるべく考えていただき、またその後における行政指導は厳にやっていたら、こういう提案者としての趣旨であります。

○山口(文)委員 ただいまの提案者の御答弁によりまして了承いたしました。私はこれで質問を終わりますが、最後に先ほどの御答弁では、調整規程の発動によって今後のこの運営に際しては、不当な荷主側の圧迫等を受けるようなことは排除できるのだ、こういうことではあります。私はもちろん法律に従つてほんとうにすなおにこの組合の発展することを望むものであります。同時に私はこの法律の施行に当つて、調整の役割を十分に果し得るためにはよほどの努力が要する。先ほどから指摘いたしましたように、今日のような陸海ともに運輸行政の紊乱しておる、といつては語弊があるかも知れませんが、混乱しておる現状におきましてはよほどの決意を持って当られたいと、法律の趣旨そのものが生かされない結果になると私は思ひますので、強くこの荷主の圧迫その他に留意をせられて正常なる運輸行政の発展を遂げ、業界の安定に資せられるように希望いたします。この提案をせられました提案者に敬意を表して私の質問を終わります。

○淵上委員長 ほか質疑はありませぬか。――なければこれにて質疑は終了いたしました。ただいま委員長の手元に自民党、社会党共同提案にかかる修正案が提出されておりますので、この際提出者の趣旨説明を求めます。井岡大治君。

正案
小型船海運組合法案に対する修正案
小型船海運組合法案の一部を次のように修正する。
(1) 第八条第一項中第十一号及び第十二号をそれぞれ第十二号及び第十三号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 組合員の委任を受けてする組合員と組合員が使用する従業員との間の労働関係に関する事項の処理
(2) 第九条第三項を次のように改める。
3 前条第一項第一号から第六号までに規定する事業に關し前項の交渉の申出を受けた者は、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。
(3) 第十八条第三項中「第十二号まで」を「第十三号まで」に改める。
(4) 附則第四項中「第二第三項」を「第二第二項」に改め、「小型船海運組合連合会」の下に「であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業者を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を加える。
(5) 附則第五項中「小型船海運組合連合会」の下に「であつて、その直接又は間接の構成員たる小型船海運業者を営む者の三分の二以上が常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの」を加える。
(6) 附則中第四項を第五項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。
4 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を、「事業協同小組合、商工組合」の下に「小型船海運組合」を加え、同条第四項中「商工組合連合会」

の下に「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
第七条第一項第五号の次に次の一号を加える。
六 小型船海運組合又ハ小型船海運組合連合会(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上が常時三百人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)
第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号、第二十九条第一項第三号及び同条同項第四号中「酒販組合中央会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
(7) 附則に次の二項を加える。
9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の二十二第四項第五号中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項中「商工組合連合会」の下に、「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を加える。
○井岡委員 ただいま上程されております小型船海運組合法案に自由民主党並びに日本社会党を代表いたしました。若干の修正意見を申し述べたいと存じます。まず修正箇所を申し上げます。
(1) 第八条第一項第十一号及び第十

二号をそれぞれ第十二号及び第十三号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 組合員の委任を受けてする組合員と組合員が使用する従業員との間の労働関係に関する事項の処理
(2) 第九条第三項を次のように改める。
3 前条第一項第一号から第六号までに規定する事業に關し前項の交渉の申出を受けた者は、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならない。
なお以下関係法令との平仄を合致す立場からいろいろありますが、これはお手元に配付いたしておりますので、御参照願ひたいと存じます。
小型船海運がわが国海運事業に不可欠の要素を保持していることは、わが国の海運事情から勘考して当然の帰結と申してもあえて過言ではありません。かかる今日までわずかに木船法のみならずのすべてをゆだね、そのなすがままにいたしておつたことは、ただに小型船海運業者の損失にとどまらず、わが国海運産業発展に重大な影響をもたらして来たことは、今さら贅言を要しません。すなわち今回小型船海運組合法を制定し、もつて小型船海運組合を組織して、小型船海運業に適正な調整措置を講じ、当該産業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に寄与せしめようとしたことは、まことに時宜に適切なものとして私は心から賛成の意を表します。
しかしながら小型船海運業者が、大企業、荷主の重圧を排除することのために、小型船海運組合を結成して団体

交渉並びに団体協約を結ぶためには、常に使用する従業員の待遇諸条件を考慮に入れるべきで、これが無秩序のまま放置されるということは、近代産業への発展を放棄したものと申しても過言でありませぬ。かかる観点から第八条にこの一項を挿入すべきであると考へる次第であります。さらに団体交渉であります、わが国産業の大多数が、大企業依存の傾向にあることは、その発展歴史から容易に想像し得るのであります。従って海運業界においても、そのことは十分想像し得るのであります。そのことは十分想像し得るのであります。従って海運業界においても、そのことは十分想像し得るのであります。

○永山委員 此の際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

○永山委員 この際たたいま修正議決されました小型船海運組合法案に對して、自由民主党並びに日本社会党共同提案になる次のごとき付帯決議を提出いたします。

昭和三十三年五月十五日印刷

昭和三十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局